

伊達市「来て だて」就業体験等活動費支援事業補助金について

1 目的

福島県外の保育士養成施設に在籍する者に対し、教育・保育施設等において、就業体験等を行うにあたり必要となる活動費を補助することで、より多くの学生が伊達市を訪問し、市民との交流活動等を通じて本市への理解を深める機会を創出し、関係人口の拡大と卒業後に市内就職の契機とし本市への移住促進を図る。

2 対象者

福島県外の保育士養成学校または大学等の幼稚園教諭養成課程に在籍（通信制を除く。）している学生（伊達市市内からの通学者は除く。）

3 内容

伊達市内に3日以上滞在し、教育・保育施設等（伊達市内の保育所、認定こども園、幼稚園及び地域型保育事業所をいう。）にて就業体験等（就業体験又は就職活動を実施することという。）を行う者で、伊達市移住コンシェルジュと事前調整のうえ交流活動等（地域住民との交流活動または体験活動をいう。）に参加すること。

4 補助額及び補助対象

下記補助対象経費の2/3に相当する額とし、1年度5万円を上限とする。

補助対象経費：居住地から伊達市内までの往復交通費、宿泊費、レンタカー借上げ代や高速道路利用料金、その他市長が必要と認める経費

5 申請の流れ

- (1) 申込者が「来て だて」就業体験等活動費支援事業事前確認書」を市民協働課宛てに提出する。提出された確認書を基に、伊達市移住コンシェルジュが日程調整を行う。必ずしも希望日程に沿えない場合がある。
申込者へ移住コンシェルジュから連絡する。
- (2) 申込者が市へ行程等を含めた「現地活動計画書（様式第1号）」を提出する。
- (3) 伊達市内にて就業体験等及び交流活動等を実施する。就業体験等受入先施設から「現地活動報告書（様式第2号）」に実施状況の証明を受ける。
- (4) 活動の帰着後30日以内に下記書類を添えて、交付申請書兼実績報告書（様式第3号）」を市へ提出する。
 - ①現地活動報告書（第2号様式）
 - ②申請者の居住地を証する書類
 - ③補助の対象となる経費の領収書等の写し

体験活動等の実施状況はコンシェルジュからの実績報告書にて確認を行う。

(5) 市にて申請者に補助金の交付決定を通知する。

(6) 申請者から市に「補助金交付申請書（様式第4号）」を提出する。